主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の申請を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判 決を求めた。

当事者双方の事実上の主張……(疎明省略)……は、原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。

理 由

一、控訴人が軽金属類の精錬及びこれらの金属を原料とする製品の製造販売を目的とする株式会社であること、被控訴人は東京大学法学部在学中である昭和四一年工月控訴人の昭和四二年四月入社予定の新入社員とともに本社勤労部人事課(同年六月見習社員として入社し、他の学卒新入社員とともに本社勤労部人事課(同年六月一六日組織改正により人事部人事課となる)勤務となり、東京、清水、蒲原、新潟等において講義受講、工場実習、工場見学、レポート作成等の新入社員教育を同年六月三〇日まで受けたが、被控訴人だけは同年七月一日以降本社人事部人事課人年六月三〇日まで受けたが、被控訴人だけは同年七月二日被控訴人に対し事係に配属されていたものであること、控訴人は同年九月二日被控訴人の右解雇当で同月三〇日付をもつて解雇する旨の意思表示をしたこと及び被控訴人の右解雇当時の平均賃金は一ケ月金三万二、三一〇円であり、毎月二五日に支給されていたとは当事者間に争がない。

二、次に(1)見習社員の地位の特殊性(就業規則第一四条の学卒新入社員への適用の有無及び見習期間制度の機能)、(2)見習社員に採用する旨の契約の性質及び(3)見習社員に対する解約権行使の範囲の制限についての当裁判所の判断はそれぞれ原判決理由二の1乃至3において説示するところと同一であるからこれを引用する(但し、原判決一九枚目裏一行目から二行目にかけて「成立に争いのない疎乙第一号証、第三号証の一、二及び原審における被控訴人本人尋問の結果によれば」に、同二一枚目裏一行目から二行目にかけて及び同二六枚目裏七行目の「基本的労働能力」とあるのを「基本的労働態様」に、同二二枚目表八行目の「その結果が役員会にかけられ、その決定に基いて」とあるのを「その結果」に、同二三枚目裏六行目の「前掲疎乙第三号証」とあるのを「前掲疎乙第二号証」にそれぞれ訂正する)。

三、解雇理由たる被控訴人の言動

次に控訴人の主張する被控訴人の不適格事由について判断する。

1 昭和四二年四月七日古河グループの企業が組織する団体である古河三水会が同系企業二五社の新入社員合同歓迎会を新宿駅西口の朝日生命ホールで開催したこと、右歓迎会は午前九時三〇分開始の予定であり、グループ各社の新入社員が入場着席を完了すべき時刻は午前九時二〇分とされていたこと及び控訴人は見習社員全員に対し当日は午前九時に会場一階玄関前に集合するよう命じ、被控訴人は幹事(被控訴人の氏名は学卒見習社員名簿の筆頭に記載されていたので、会社の慣行により幹事に指名されていた)として午前八時五〇分までに同所に行くように命ぜられていたが、被控訴人は当日右集合時刻に遅れたことは当事者間に争がない(原審証人Aの証言によれば、被控訴人が到着した時刻は午前九時二〇分頃ではないかと考えられる)。

2 控訴人が見習社員に対する講義教育終了を機に昭和四二年四月一三日見習社員全員に対してレポートを作成提出するよう命じ、被控訴人等見習社員がこれを提出したことは当事者間に争がない。被控訴人が提出した右レポートであることに争のない疎乙第五号証によれば、右レポートは横罫で長さ約二一センチメートルの罫が三三行ある用紙に一行おきに約四枚分書かれたものであり、原審証人Aの証言によれば、このレポート作成には一時間半位の時間を与え、略字を使つてはならないというような注意は一切していないことがそれぞれ認められる。

ところで控訴人は被控訴人が提出したレポートには他の見習社員のそれに比較し

て誤字、脱字、当て字がきわめて多かつた旨主張し、右Aの証言によれば、会社が右レポート中誤字と考えるものにチェックしたことが認められるので、先ず右チェ ツクしたものにつき会社が誤字と考えたものがいかなるものであるかを調べてみる と、明かに字を誤つたものがかなりあり(例えば「対処」とすべきところを「対 「抗争」を「攻争」、「描く」を「抽く」、「推す」を「押す」とする では、「別す」と「気ず」、「描く」と「描く」、「描す」と「179」とすると)、綴りの不正確なもの(例えば「顔」を「●」、「段」を「●」、「上」を「ヱ」とするなど)、極端な略字を用いたもの(例えば「経済」を「●済」、「事業」を「事●」、「生産」を「生●」とするなど)その他字のくずし方が多少おかしいものもある。なお控訴人は「色」「我」「多」「組」「頭」「段」「感」「現」「意」「違」など特に挙げて誤つていると主張するが、「多」「頭」の字はまった。 右レポート中にはなく、その他の字の中にも「色」「我」など誤つていない字もあ り、また右に述べた程度以上にとりたてて誤つているとまではいえないものもあ る。更に控訴人が指摘する誤字の中には「日」の字の縦の棒が一寸長過ぎて「●」 となつたり「今」を「●」としたためチェックされたものもあつて、控訴人のチェ ツクの仕方は必ずしも公平なものとはいえない。以上の事情を総合して考えると、 前述の明かな誤字は別として、その他のものについては、厳密には誤字といえるも のがあるにしても、主としては被控訴人の書きぐせ(書体の癖)によるものであ り、しかも急いで書かなければならない場合には右の程度のことは通常犯しやすい ことであつて、多少乱暴な書き方であるとはいえても、これを誤字としてとりあげ 社員としての適格性を云々する資料にすべき程のものではない。まして被控訴人の 場合には、前記引用にかかる原判決の認定のように、入社の際には筆記試験を受けており、会社においても被控訴人がこのような書き方をする者であること位は既に承知の上で採用したものと考えられる。しかも原審証人Aの証言によれば、直接の 教育担当の責任者である人事係長Aは勿論、その他の教育係員は被控訴人に対し右 誤字、略字等について右レポート提出後教育はもとよりその指摘すらしていないこ とが認められるが、右誤字、略字等についてこれを指摘し注意を与えれば容易に矯 正しうることは経験則上明かである。なお控訴人は被控訴人の提出したレポートは他の見習社員のそれに比較して誤字、脱字等がきわめて多かつたと主張するが、他の見習社員のレポートとの比較の資料を提出しないので、右主張は採用の限りでな

3 昭和四二年五月二〇日本社人事係長Aが蒲原工場において実習中の被控訴人を含む見習社員の実習状況を視察し、見習社員に対し同日の実習教育終了後同人等の宿泊所である同工場独身寮で懇談会を開催する旨通知していたが、当日の見習社員に対する実習教育は午後三時始業、午後一〇時三〇分終業とする勤務時間に行われていたので、懇談会の開催時刻は午後一〇時五〇分頃とされていたことは当事者間に争がない。

原審証人Dの証言及び原審及び当審における被控訴人本人尋問の結果によれば、被控訴人等は一方においてレポートの作成を億劫に思つていたことはあつたが、他方予定されていた感想発表会に非常な期待を持ち、人事課員が多忙のため感想分会の席に立会わなくても、見習社員のうち記録作成者を予め定おいて提出するに経験を語り、意見感想を述べ合つて、その記録を控訴人に提出のようば感想発表会の目的は十分に達成しうると考えていたので、被控訴人は右Cの指示を受けるや、右のような被控訴人等の計画と真を担当者に知頼られたいとの気持から、再びCに対して担当者と直接話させれるようにあるに、つ度事情を説明し命じたことだから撤回しない。非常に多忙なのでE君の話記聞いていられないし、聞く必要もない。」と答えて電話を切つてしまつたことが認められ、他に右認定を覆すに足りる疎明はない。

控訴人が他の見習社員に対しあたかも会社が先の業務命令を撤回したかのような印象を与える伝達をした旨主張する。この点について原審証人Fは原審において、「最初被控訴人とBが人事課へ交渉に行つて帰つてきて、書けないもとは仕方がないから書かなくてもいいというなことを会社がいつていないのでもう一度確めに行かないかといるとのかはつきりしないが、という地に行き、今度は被控訴人から書いても書かなくてももいいというが、というを受けた。そして最初の報告では書けという命令は続いているとの印象だつた。しかしながら原審及び当審における被控訴人とという趣旨の供述をしている。しかしながら原審及び当審における被控訴人と目が人事課にレポート作成の命令の取止め方につき

交渉に行つたのは一回だけであつて、被控訴人が最初日のした報告の確認のために 再度人事課に行った事実はないことが認められ、また原審証人Aの証言によれば、 見習社員全員がレポートを提出しなかつたので、 当日の午後四時三〇分頃見習社員 がAより叱責を受けた際、Fが自ら手を挙げて謝罪し、また大学院を出た者数名が 指名されてレポートを作成しなかつたことにつき意見をきかれ、「学生気分が抜け 切らないという甘えと実習が終つたという解放感からこのようなことをしてしまつ て申訳ない。」旨こもごも述べて謝罪したというのである。もし被控訴人がF証人の供述の如く見習社員に対し「会社はレポートを書いても書かなくてもいいといつ ている。」と伝え、レポート作成の命令が変更されたかの如く報告したのだとすれば、右のように一言のことわりもいわず謝罪するというのは理解し難いことである また被控訴人が他の見習社員から報告を誤つたことについて文句をいわれると か非難の声が出るのが当然と考えられるにもかかわらず、右F証人の証言及び原審 及び当審における被控訴人本人尋問の結果によれば、当日においてもまたその後に おいてもそのようなことは一切なかつたことが認められるから、前記F証人の証言 はそのまま信用することはできないものというべきであり、また当審証人Aの証言はたやすく措信し難く、他に控訴人の主張を認めるに足りる疎明はない。かえつて原審及び当審における被控訴人本人尋問の結果によれば、右Dとの電話が終つてか らBが先に戻つて交渉の結果を報告している最中に、被控訴人が戻つてきて他の見 習社員に対し、「会社は一度出した命令だから変えることはできない。そんなに書 きたくないやつがいるのなら書かなくてもいい。」とCから伝え聞いたことを伝え たが、Bは被控訴人の報告が間違つているといつて訂正しなかつたこと、Bや被控 訴人の報告を聞いて見習社員から「それじや皆でレポートを出さないように決めち やえ。」という声も出たが、暫く議論の末レポートを書くか書かないかは各自の責 任において決めるということになり、結局全員がレポートを提出しなかつたことが 認められるのであつて、これと前掲原審証人人の証言によって認められる、大学院 を出た者数名がAから指名されて、レポートを作成しなかつたことにつき意見をき かれ、「学生気分が抜け切らないという甘えと実習が終つたという解放感からこのようなことをしてしまつて申訳ない。」とこもごも述べて謝罪した事実その他被控 訴人が見習社員から推されてレポート作成の命令の中止方につき会社と折衝するに 至つた前記経緯等を併せ考えると、被控訴人はCから伝え聞いたことをそのまま見 習社員に伝えたが、見習社員はレポートは既に各工場で書いているのでまた書くの は億劫であるという気持の上に学生気分がまだ抜け切つていないことや実習が終っ たという解放感あるいは群衆心理というものが作用して、レポートの作成をそれ程 重大なこととは考えなかつたため、結局見習社員全員がレポートを提出しなかつた ものと推認するのが相当である。そうだとすれば命令伝達の点において被控訴人には何等責むべき点はなかつたものというべく、原審証人G及び当審証人Hの各証言中右に反する点は措信できない。従つて命令伝達を誤つたとの点を被控訴人の不適 格事由とすることはできない。

5 会社が見習社員に東海金属株式会社本社工場を見学させるため、見習社員に対 し六月二九日午前九時一五分に京浜東北線東神奈川駅に集合することを命じ、被控 訴人がこれに少くとも二五分位遅刻したことは当事者間に争がない。

原審証人 I の証言によれば、当日午前九時二〇分頃から見学を開始する予定でその旨東海金属にも連絡してあつたが、被控訴人が遅れたため、人事課員 I はやむなく被控訴人を除いた見習社員を引率して東海金属に赴き、同社の担当者に見習社員一名が未到着なる旨を告げ、見学開始を遅らせてくれるように依頼し、被控訴人が到着した後に所定の見学を行つたことが認められ、右認定に反する被控訴人本人尋問の結果は単なる推測の域を出ず、たやすく措信できないし、他に右認定を覆すに足りる疎明はない。

四、以上認定したところによれば、控訴人主張の解雇理由のうちで被控訴人の責任 を問いうる事実は昭和四二年四月七日の古河三水会主催の朝日生命ホールにおける 歓迎会と同年六月二九日の東海金属株式会社本社工場見学における二回の遅刻だけである。ところで原審証人G及び当審証人Hの各証言によれば、控訴人が被控訴人 の不適格事由として最も重視したのは解雇理由のうちレポート提出拒否の点であつ て、その他の理由は附随的に掲げたものであることが窺われ、しかも右Gの証言に よると、見習社員の選考担当者である人事部長、人事課長及び人事係長が被控訴人 を解雇すべき旨を決定したのは正に右六月二九日の右三者の協議に基くものである が、右協議の際は同日の遅刻の事実は右三者には報告されていなかつたことを認め うるから、右遅刻はいわば被控訴人の解雇理由の補強として付け加えたものという べきである。仮に正式の解雇決定は見習期間経過の際であるから、その時期までの 事由を解雇理由として挙げることは何等支障がないとしても、遅刻は僅か二回であり、被控訴人が平素遅刻を重ねたとの疎明はないから、これをもつて被控訴人の不 適格性を判断するのは早計のそしりを免れない。その他見習期間中における被控訴 人の勤務態度に誠実さを欠くとか、協調性に乏しいとかの事実を認めるに足りる何 等の疎明もない。然らば控訴人の被控訴人に対する本件解雇は正当な理由がないの になされたものであり、契約の信義則に反するものであつて、権利の乱用として無 効であるから、被控訴人と控訴人との間の昭和四二年四月一日付雇傭契約は継続し ていることは明かである。なお前記二において引用した原判決理由二の2の雇傭契 約の性質について判断したところからして、控訴人は被控訴人を正社員たる資質を 有しないものとして解雇することが許されない以上、これを正社員に昇任する義務 があるものと解されるから、控訴人は見習期間が経過した昭和四二年一〇月一日を もつて被控訴人を正社員とする旨の発令をなすべきものである。 しかして原審における被控訴人本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、被控

しかして原審における被控訴人本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は他に特段の資産を有せず、労働者として会社から受領する賃金をもつて生計を維持していたが、本件解雇によつてその途をとざされ、それ以来カンパによる資金等で生活しているものであることが認められ、本案判決の確定を待つていてはその生活に回復し難い損害を被るべきことは明かであり、右認定を覆すに足りる疎明はないから、本件仮処分はその必要性がある。

よつて被控訴人の本件仮処分申請はいずれも理由があるからこれを認容すべく、 これと同趣旨の原判決は相当であるから、民事訴訟法第三八四条第一項の規定によ り本件控訴を棄却し、訴訟費用の負担につき同法第九五条及び第八九条の規定を適 用して主文のとおり判決する。 (裁判官 浅賀栄 岡本元夫 田畑常彦)